（案）

別添２

令和３年　月　日

〈業所管団体等会員〉

会員各位

〈業所管団体等〉

一般社団法人　〇〇〇

会長　〇〇〇

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて（協力依頼）

　貴社におかれては、平素から〇〇〇、厚く御礼を申し上げます。

　さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、令和元年６月４日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添１）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和３年３月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについてお願いしたところですが、改めて、〇〇課長から、〇〇〇の依頼がありました。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることが期待されます。また、コンビニでの各種証明書の取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、従業員にとっても、大きなメリットがあるカードです。

つきましては、下記の要領で、貴社の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、改めて呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 呼びかけに係る資料を用意しましたので、ご活用下さい。

・説明資料「メリットいっぱい、マイナンバーカード」

資料は、そのまま、貴社のイントラネットへ掲載いただいたり、社員に対しメール添付でお知らせいただけるよう、作成しています。全ての従業員の方が閲覧できるように、チラシの周知をお願いいたします。

1. 以下のマイナンバーカードに関する説明動画資料・ポスター、リーフレットが掲載されているホームページのアドレスを記載しましたので御活用下さい。
	1. マイナンバーカードについての説明（メリットいっぱいマイナンバーカード）

【説明動画】

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

　　　（会員事業者の従業員の方々に視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。）

【説明資料】

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf>

* 1. マイナンバーカードの健康保険証利用（リーフレット）

・「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」

・「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」

* 1. その他マイナンバーカードに関する資料等

【マイナンバーカード説明動画】

・「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」

<https://www.youtube.com/watch?v=hRTvuZsU8Kk>

【マイナンバーカード広報ポスター&リーフレット】

・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」

・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」

・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」

・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

※　上記のリーフレット等はこちらからダウンロードできます。

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents>

1. 呼びかけは、できる限り速やかに実施頂ければ幸いです。

４）令和２年度中にＱＲコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、ＱＲコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、会社等に赴く出張申請受付方式を実施しています。出張申請受付方式の概要については、別紙を御参照ください。詳細については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。

（参考）

・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト（申請方法）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

・地方公共団体情報システム機構からの送付物について

　 　<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

５）以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただけば幸いです。なにとぞ、よろしくお願いいたします。